

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和3年3月16日（火曜日）

予算・決算委員会

日時 令和3年3月16日（火曜日） 午前9時00分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第15号議案	「質疑・討論・採決」
第16号議案	「質疑・討論・採決」
第17号議案	「質疑・討論・採決」
第18号議案～第34号議案	「質疑・討論・採決」
第35号議案	「質疑・討論・採決」
第36号議案～第38号議案	「質疑・討論・採決」
第54号議案	「質疑・討論・採決」
第55号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（17名）

委員長	滝川健司	副委員長	鈴木長良		
委員	竹下修平	齊藤竜也	佐宗龍俊	浅尾洋平	柴田賢治郎
	小野田直美	山田辰也	山崎祐一	村田康助	山口洋一
	下江洋行	長田共永	中西宏彰	丸山隆弘	
議長	鈴木達雄				

欠席委員（1名）

委員 澤田恵子

傍聴者

1人

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長、副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議事調査課長 松井哲也 書記 後藤知代、大場隆佑

開 会 午前9時00分

○滝川健司委員長 これより予算・決算委員会を再開します。

昨日に引き続き、質疑を行います。通告順に発言を許可します。

なお、本日澤田恵子委員より欠席の届、林議会事務局長から欠席の報告が来ておりますのでお知らせします。

それでは、歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 8款1項2目高規格道路対策費につきましては、既に資料提供で提出を頂いておりますのでそこで確認させていただきました。資料の33ページで記載がされておりましたので、本件にあっては取下げをさせていただきます。

次に、8款1項3目の307ページ、地籍調査事業についてお伺いします。

1点目、この事業の目的。

そして、2点目、委託料の詳細についてお伺いします。

○滝川健司委員長 長屋用地開発課参事。

○長屋匡紀用地開発課参事 それでは、事業の目的です。

地籍調査とは、国土調査法に基づき一筆ごとの土地の所有者、地番、地目及び境界の調査と面積に関する測量を行い、精度の高い地籍図、地籍簿を作成することで土地における地籍の明確化が図られるため、地籍調査を行うことにより個人による土地の管理や土地活用の利便性が向上し、多くの施策に対する有効な基礎資料として広範囲に活用されるものと考えます。

2つ目、委託料の詳細であります。委託料につきましては、次年度以降に境界確定を行うために必要な基準点設置のための測量と、基礎資料として登記簿及び公図を収集し素図を作成することが業務内容となっております。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 これも資料を見させていただきましたと、今、長屋さんからお話がありましたようにそれぞれ法に従うこと、そしてもろもろのものを双方直していくということですが、令和5年度までということですが、これは5年分の委託料を積算したのか、それとも単年度分だけであったのか、その点だけお伺いします。

○滝川健司委員長 長屋用地開発課参事。

○長屋匡紀用地開発課参事 来年度予算で計上してあるものは、令和3年度のものだけです。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 理解をさせていただきます。

では、次の8款2項3目、資料313ページであります。国県道関連ということでありまして、用地購入費で取得予定の地目であるとか、その地積についてお伺いします。

○滝川健司委員長 長屋用地開発課参事。

○長屋匡紀用地開発課参事 当該事業は、公共補償であり、県からの公共補償金により実施するものです。

具体的な内容は、県が有海地内において施行する一般県道富岡大海線道路改良工事に伴って必要となる付替え市道等の用地購入費であります。

取得する用地の地目と地積ですが、田が486.95平米、畑が71.02平米、山林が566.40平米です。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 有海の関係のところということで理解をさせていただきました。

続きまして、8款4項1目の317ページであります。バリアフリー化基金積立事業についてお伺いします。

積立金の財源を寄附金としておりますが、これは確実なものということで担保できるかどうか、その点についてお伺いします。

○滝川健司委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 財源の寄附金につきましては、確実に見込めると判断したものではありません。

寄附金につきましては、こ線橋架替え事業の約1割となる5千万円を目標額として周知を行っているところです。昨年度の実績や今年度の目標額から、令和3年度の積立金額を算定したものです。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 寄附金でありますので、なかなか算定基準が難しいということではありますが、さらにさらにこの事業についての周知をしていただいて、お願いをしたいと思うところがあります。

では、次に参ります。

資料325ページであります、8款5項1目の住宅管理費、特定公共賃貸住宅管理事業の中の工事請負費が載っております2,200万円余であります、この詳細についてお伺いします。

○滝川健司委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 工事請負費につきましては、給湯設備改修工事と外壁塗装等改修工事を予定しています。

給湯設備改修工事につきましては、現在空き部屋となっている8戸について、設置されている給湯機が経年により製造中止となっており、修繕対応ができないことから、給湯器を更新し、新たな入居者への対応を図るものです。

外壁塗装等改修工事につきましては、平成30年度に策定しました新城市公営住宅等長寿命化計画に基づいて行う外壁塗装、防水等の改修工事となります。

○滝川健司委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、8の4の1都市計画総務費、空き家利活用事業、P319。

2点ありまして、見込まれる対象件数と主

な地域。

2つ目が告知方法。これ、市民への告知方法です。

2点、お願いします。

○滝川健司委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 今回予定しています空き家改修等の補助金につきましては、市内の空き家を対象に、基本補助額を30万円とし、空き家の立地場所または補助金の申請者等によって加算を行います。

具体的には、空き家の立地場所が市街化区域、長篠地区の準都市計画区域、作手総合支所を中心とした半径800メートル区域内については10万円の加算、新城市空家等対策計画に定める重点地区、この重点地区につきましては市役所を含む区域の市街化区域ですが、ここにつきましても10万円の加算、申請者が若者世帯の場合10万円の加算、同じく申請者が子育て世帯の場合10万円の加算を予定しております。最大で70万円の補助金となりますので、場合によっては予算的に2件、最大では4件の対象件数となります。主な地域につきましては、基本的には市内全域の空き家を対象としております。

2点目の告知方法ですが、告知方法につきましては、今回対象となる空き家は、市の空き家バンクに登録された空き家以外の空き家も対象としておりますので、市の広報紙やホームページでの周知はもちろんですが、県の宅建協会をはじめ、空き家に関する包括協定の締結団体等にも広く周知を行っていきたいと考えております。

○滝川健司委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 この空き家問題は、新城のみならず豊川市もそういういろんな対策をしております。私が思うのは、以北の町村ですね、同じように対策をやってきたんですが、なかなかうまく進まない。作手もどんどん空き家がふえてしまって、しかし作手は新規就農でトマトとか、若者が町からやってくる

というのが今、どんどんこのコロナ禍におけるいろんな都会にいる夫婦が農業に転身して進むというチャンスがあると思うんです。

ですから、新規就農で農協でも進めておりますけど、私は農協もこの新規就農者の、新規就農するあたり一番困るのは住居だと思うんです。その住居を提供するためには、やはりこの空き家利活用とセットで行ってほしいんですけど、件数は2件から4件、こういう件数でいいんですが、特に農業を目指す若者、夫婦ですね、そういう方を望んでおるんですけど、その件については農協とかいろいろなところと連携については対策会議をされたんでしょうか、伺います。

○**滝川健司委員長** 原田都市計画課長。

○**原田俊介都市計画課長** 具体的な話はしておりませんが、この補助金の周知については先ほどの市と協定団体以外にもJAだとか、あと市のホームページにあります移住定住のホームページについても周知を行っていきたいと思っております。

○**滝川健司委員長** 山田辰也委員。

○**山田辰也委員** 移住定住というのは、東京とか大都会から来ると。それも国からの補助金があります。ですから、そういう形がはっきりしたものを出していただいて、都会に住みにくいから来るのではなくて、都会から新天地を求めてくる若者は大都会の中にはきっとあると思うんですね。

ですから、普通の利活用という形は不動産屋さんなんかは商売ですから割と普通にやっているんですけど、新城市としてはこの利活用の事業に特に力を入れてほしいんですが、佐宗委員も空き家対策利活用で一般質問をされているように、一番の問題というのは、きのう少し話をしたんですけど、空いている家があっても入るところへ若い人たちが来たときに、条件が悪いと。

なぜかという、きれいになった状態と呼ぶならいいんですけど、やっぱりうちの近

所もそうなんですけど、空いた状態になって、仏壇が残ったりしているんですね。空き家を片付けるのに、仏具とかそういうものがあると結構高いんです。200万円近くかかってしまったということがあるものですから。

やはり現場での詳細な見込みをつくっていただかないと、大体幾ら出るとか、30万円出るからというのでは少しインパクトが少ないものですから、現実の農業を夫婦でやって子どもを育てたりするためには、中の改修はどうしても必要です。

ですから。

○**滝川健司委員長** 山田委員、要点を簡潔にお願いします。

○**山田辰也委員** もう少し、市のほうの指導でやっていただけないと進まないと思うんですけど、その辺は主たる移住者の意見ですか、それともこちらの招くためのいろいろな話し合いは進んでおりますでしょうか。

○**滝川健司委員長** 原田都市計画課長。

○**原田俊介都市計画課長** 都市計画課としましては、余り移住定住政策みたいところの話合いは行っておりませんが、所管する空き家問題、地域に発生している空き家の利活用、危険な空き家の解消という意味も込めまして、移住されるときにこういった補助金があれば、自分の思うようなリフォームを兼ねて、こちらで空き家を活用していただけるのではないかとということで補助金をつくっておりますので、よろしくをお願いします。

○**滝川健司委員長** 山田辰也委員。

○**山田辰也委員** では、次に行きます。

8の4の1都市計画総務費でコンパクトシティ形成事業、P319。

委託料、資産形成分の内容を伺います。

○**滝川健司委員長** 原田都市計画課長。

○**原田俊介都市計画課長** 委託料の内容につきましては、立地適正化計画の策定委託です。立地適正化計画につきましては、医療・福祉、子育て支援、商業等の都市機能施設の立地を

適切に誘導、集約し、効率的な住民サービスの提供を継続して行うとともに、その周辺に居住を誘導し、また公共交通等により地域コミュニティとのネットワークを充実させることで、人口減少の進む本市において、持続可能なまちづくりを実行するための計画として策定するものです。

○滝川健司委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 第2次新都市の都市計画マスタープランの中にあるんですが、拡散した都市機能と書いてあるんですけど、新都市はもともと拡散しているものですから、集中するということこれ当然計画事業があるなら、どのようなものをつくるかということなんですけど。

これは駅の周辺なのか、それとも新東名、できてきましたから、その周辺なのかどちらのどこの地域を今、想定しておりますでしょうか。

○滝川健司委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 この計画につきましては、人が居住をする居住誘導区域というもの、こういった公共施設とか、都市施設と言われる施設を集約するエリアを示す都市機能誘導区域という2つの区域を設定していくわけですが、この都市機能誘導区域につきましては、新城駅を中心としたこの市街化区域内を考えております。

○滝川健司委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そうすると、都市機能誘導区域というと大体普通は駅前、もしくは市役所の一円なんですけど、これは基本的には普通は年を取ったから駅の近くとか、病院の近くという想定なんですけど、これは若い世代をねらったものですか。それとも現、年を取って若い人たちは町へ出ていってしまうものですから、ひとり暮らしとかそういう人たちを集約できるような駅前とか、そういうふうなどちらの想定をしておりますでしょうか。

○滝川健司委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 特に年代層をねらったものではなくて、若者世代から高齢者までを対象としております。

○滝川健司委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 この予算ですけど、最終的にコンサルタントに委託するようになるかと思うんですが、どうでしょうか。

○滝川健司委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 そうなると思いますが。

○滝川健司委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 コンパクトシティというのは、20年以上前から、特に集約した後のことを考えて、また次の集約をしないとけないと。つくった後に高齢化が進んで、それがまた再開発というのは壊してまたつくるといことなんですけど、新城でいうこのコンパクトシティというのは、今言ったように、利便性とか行政上のお金がかからないようにしていくとは思いますが。

これコンサルタントに出すよりも少し市のほうで、本当にやっていただきたいと思ったんですが、これは成果が出てくるのは時間がかかるんですけど、大体スパンとしてはどのぐらいのスパンで見えておりますでしょうか。

○滝川健司委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 計画の策定につきましては2か年ということで、継続費でお願いをしておるものです。

○滝川健司委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、10款4項1目の資料

367ページでお願いします。社会教育活動支援事業というのがあります。

その中の補助金がございますが、その詳細についてお伺いします。

○**滝川健司委員長** 鈴木生涯共育課長。

○**鈴木隆生涯共育課長** 予算計上しております補助金につきましては、新城市社会教育団体活動事業補助金でありまして、その交付の対象につきましては、新城市小中学校PTA連絡協議会、新城市子ども会連絡協議会及び市内の19の単位子ども会となっております。

補助金の額につきましては、新城市小中学校PTA連絡協議会が16万円、新城市子ども会連絡協議会が65万円をそれぞれ上限額とし、単位子ども会へは1団体当たり均等割額1万円と人数割としてそれぞれの団体の会員数に80円を乗じた額を加算した額となっております。

○**滝川健司委員長** 山口洋一委員。

○**山口洋一委員** 小学校のPTAの活動も大変だということですので、この負担金で少しでもPTA活動が潤沢になればと理解をしました。ありがとうございました。

続きまして、10款4項3目、資料377ページであります。ここでは、鳳来寺山自然科学博物館管理事業についてお伺いするわけであります。

3点、1点目は、会計年度任用職員報酬が前年度から増額、228万円から237万円となっておりますその要因。

そして、2点目は期末手当についてであります。これが10万6千円から49万円となっております。

そして、3点目、社会保険料、会計年度任用職員分ということですが、前年度25万2千円から49万1千円となっております。

それぞれの要因についてお願いしたいと思います。

○**滝川健司委員長** 松山生涯共育課参事。

○**松山元晃生涯共育課参事** 3つの増額要因

は関連しますので併せてお答えさせていただきます。

1つ目の報酬額につきましては、令和2年度の予算では、鳳来寺山自然科学博物館管理事業で職員2名及び秘書人事課から予算配当を受けまして職員1名の合計3名を任用していました。令和3年度におきましては2名の職員を任用する予定です。そのため減員分を補うため、任用予定職員の勤務時間を変更したことにより増額となっております。

2つ目の期末手当につきましても、任用職員の勤務時間を変更することにより期末手当の支給対象者が1名から2名になること、また、支給額の算出におきまして対象支給月数が増えるため増額となっております。

3つ目の社会保険料につきましても、任用職員の勤務時間を変更したことにより、社会保険に加入する必要が生じたため増額となっております。

○**滝川健司委員長** 山口洋一委員。

○**山口洋一委員** 人件費部分でスリム化をしたという理解をすればいいのかなと思いましたので、今までいろいろな面で頑張っていたおった部分が会計年度職員だから少し気を抜くということはないわけですが、そういったことのないように所管から御指導いただければと思いますので、よろしくお伺いします。

では、続きまして資料391ページをお願いします。

新城マラソン大会開催事業であります。これが昨年度と比べますと155万7千円から247万5千円となりました。この要因についてお伺いします。

○**滝川健司委員長** 熊谷生涯共育課参事。

○**熊谷和志生涯共育課参事** 新城マラソン大会開催事業の負担金の増額につきましては、大会の開催に際しまして新型コロナウイルス感染症対策分を増額としていることとあります。

通常の開催分につきましては、前年度同額であります155万7千円であります。今回、新型コロナウイルス感染症の対策として増額分91万8千円の合計247万5千円となっております。

なお、増額分の91万8千円の対策につきましては大会の運営者・医療スタッフ・ボランティア等スタッフの安全確保のため防護用品の購入、スタッフ・参加者・観客のための消毒液等の感染予防対策となっております。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 理解をさせていただきました。

では、続きまして、397ページ、衛生管理事業であります。

ここに、委託料というのがあります。1,413万8千円、この詳細についてお伺いしたいと思います。

○滝川健司委員長 安形学校教育課長。

○安形 博学校教育課長 委託料につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校内の消毒業務を委託料するという事です。

具体的には、廊下・玄関・トイレ等のドアノブ、手すり、蛇口、スイッチなどを消毒する業務を委託するものです。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 それぞれ学校の文教施設ということで理解をしましたが、これはこの掃除をしていただける業者さんについては、複数の方なのか、単一の業者さんでそれぞれ市内の学校を回っていただいて、今、課長がおっしゃられる掃除をしていただくということなのか、確認したいと思います。

○滝川健司委員長 安形学校教育課長。

○安形 博学校教育課長 業者は1つです。

○滝川健司委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 理解をさせていただきました。

では、次に衛生管理事業について、397ペ

ージのものでありますが、2点ございます。

1点目は、非常勤特別職報酬というのが、令和2年度は予算化されていなかったわけですが、令和3年度予算では1,192万2千円というのがもられております。この要因について。

それから、金額の大小は別としても他会計繰出金というのが39万3千円もられております。

これらについて、2点お伺いします。

○滝川健司委員長 安形学校教育課長。

○安形 博学校教育課長 非常勤特別職報酬の増額につきましては、令和2年度まで、学校医報酬を小学校管理事業と中学校管理事業に計上していたものを、令和3年度から学校保健費衛生管理事業に組み替えを行ったことによるものです。

他会計繰出金の繰出先については、国民健康保険診療所特別会計です。

○滝川健司委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、10の2の1学校管理費、小学校管理事業、355ページです。

修繕料の内訳を伺います。

○滝川健司委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 修繕料の内訳につきましては、小学校における備品や施設の修繕を行うための経費として、備品の修繕では、学校配当予算が13校で70万7千円、緊急修繕対応が31万2千円、施設の修繕では、学校配当予算が13校で99万円、緊急修繕対応が124万8千円、合計325万7千円を計上しております。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 この場合は、どこを修繕するということではなくて、学校に配当する予算ということによろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 学校の配当予算の

関係で御答弁させていただきますと、学校で柔軟に対応できる修繕料として配当される金額で、これにつきましては消耗品や備品とかその他もろもろを学校の規模に応じて積算し、その中で教育総務課のほうで検討しまして、学校が割り振りを考えて修繕の配当を決定していくというもので、用途はまだ決まっていないというものです。

○**滝川健司委員長** 小野田直美委員。

○**小野田直美委員** そうしますと、毎年補正予算でいろいろな修繕が上がってくるわけなんですけど、学校側としてはちょっと足りないといったら変なんですけど、少ないのではないかなという意見は上がってきているのでしょうか。

○**滝川健司委員長** 請井教育総務課長。

○**請井貴永教育総務課長** 配当につきましては、修繕料を含めて全体の中で増額できないかという声は聞いておりますので、いま現在、それで他市も含めて調査を始めたところでございます。

ただ、修繕料の執行につきましては、各学校で執行するに当たっては、例えば入札手続とかそういうものが発生しますと、どうしても教育総務課のほうでやらなければいけないということもございますので、その辺の執行のやり方とかも含めましてどのようにやったら学校が手間をかけずにできるかということも考えなければいけないとは思っています。

先ほど委員がおっしゃられたように、学校の修繕料が不足した場合には、総務課の緊急修繕予算を用いると。それでも対応できない場合は補正をお願いして、予算措置をして執行したいと思っております。

○**滝川健司委員長** 小野田直美委員。

○**小野田直美委員** その辺のなかなか学校側も、こういってはなんですけど使い勝手のいい予算というのがもうちょっとふえてもいいのではないかなという話もあるのではないかなと思いますので、今後そのあたり考えていって

いただきたいなと思います。

続きまして、10の3の1学校管理費、中学校管理事業、361ページ。

修繕費の内訳、お願いいたします。

○**滝川健司委員長** 請井教育総務課長。

○**請井貴永教育総務課長** 修繕の内訳につきましては、中学校における備品や施設の修繕を行うものとして、先ほどの小学校管理事業と同じでございます。

学校配当予算が6校分で67万3千円、緊急修繕対応が24万円、施設の修繕では、学校配当予算が6校分で72万8千円、緊急修繕対応が144万円の合計308万1千円を計上しております。

○**滝川健司委員長** 小野田直美委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、中西宏彰委員。

○**中西宏彰委員** それでは、10款4項2目文化振興費、地域文化広場改修事業、369ページ。

改修事業の内容をお伺いいたします。

○**滝川健司委員長** 鈴木生涯共育課長。

○**鈴木隆生涯共育課長** 事業の内容につきましては、開館から30年以上経過しました文化会館につきましては、建物や設備の劣化度等の調査を行い、その結果を踏まえて施設の長寿命化に向けた今後の改修の計画策定業務と、ふるさと情報館、図書館でございますが、の外壁の劣化度等を把握するための調査業務となります。

○**滝川健司委員長** 中西宏彰委員。

○**中西宏彰委員** 文化会館も30年以上たっているということでしたらしっかりと長寿命を図っていただけるといことでよろしくお伺いいたします。

引き続き、10款5項3目学校保健費、衛生管理事業、397ページです。

増額の理由をお伺いいたします。

○**滝川健司委員長** 安形学校教育課長。

○**安形 博学校教育課長** 先ほど山口委員の

御質疑に回答したとおりです。

○滝川健司委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 今年度と来年度で特段ふえる事業内容と増額の何か内容は、ほかに今年度と次年度と違っているかどうかお伺いいたします。

○滝川健司委員長 安形学校教育課長。

○安形 博学校教育課長 消毒業務については、来年度当初からということで年間を通じて行わせていただくということで増額になっております。

○滝川健司委員長 中西宏彰委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、竹下修平委員。

○竹下修平委員 それでは、10款4項2目文化振興費、地域文化広場改修事業、369ページです。

(1) についてですが、事業内容につきましては先ほどの中西委員への答弁で理解いたしましたので、(1) では事業費の詳細についてお伺いします。

(2) 委託先の決定方法について伺う。

○滝川健司委員長 鈴木生涯共育課長。

○鈴木隆生涯共育課長 事業費につきましては、文化会館の劣化度等の調査及び計画策定業務についてが4,103万円、ふるさと情報館、図書館でございますが、の外壁調査業務が242万円と予定しております。

2番目の委託先の決定方法についてでございますが、業務の内容及び入札等の制度を踏まえて、適正な事務手続を行ってまいります。

○滝川健司委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 理解をさせていただきました。

このふるさと情報館等の大規模改修基本計画の策定ということで、この計画自体は何か年の計画を予定しておりますでしょうか。

○滝川健司委員長 鈴木生涯共育課長。

○鈴木隆生涯共育課長 具体的に、先ほど御答弁いたしましたとおり、劣化度をまず調査

してから計画を策定するという手順を考えておりますので、ちょっと劣化度の状態を踏まえて改修計画を立てていくというような段取りになるかと思っております。

○滝川健司委員長 竹下修平委員の質疑が終わりました。

次に、5番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、私からは質疑通告に従いまして、質疑を行わせてまいります。

10の5の4です。学校給食施設整備費、学校給食施設改築事業になります、397ページ。

1点、7,438万9千円の事業であります。主な内容を聞かせてください。

2点目、建設費用は幾らになるのか伺います。

○滝川健司委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 1点目の事業の内容でございますが、内容につきましては、学校給食共同調理場の建設にかかるものとして、水道引込管布設工事費及び水道本管延長工事の負担金と加入金、共同調理場駐車場整備にかかるものとして、土地購入費と駐車場整備設計業務委託料、各学校の給食受入施設の整備にかかるものとして、調査設計委託料、学校敷地境界面定委託料、登記事務委託料、及び建築確認申請の手数料を計上しております。

2点目の建設費用は幾らになるのかということでございますが、現在、共同調理場の実施設計を進めており、各学校の受入施設につきましても令和3年度に実施設計を計画しているところでございますので、建設費用につきましては算出できておりません。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 答弁、ありがとうございます。そういった中で、この土地の購入費とか、あとは水道の引込み、負担金とか、あと各学校の受入状況、駐車場を整備するという事で答弁があったと思います。建築費用については、今、計算中なので出てこないということであったと思います。

この中で、委託料の3,200万円もの資産形成成分ということですが、これはどういった内容なのか伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 委託料の資産形成成分につきましては、共同調理場の受入れ施設の調査設計や駐車場の工事設計の委託等の委託業務となります。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

あと、確か調理場をつくるときの場所とかは、土地代は要らないよと。市の土地があるからというような説明があったかなと記憶しているんですが、この用地購入費ということで3,522万円の計上がされているんですが、これはどういうことなのか、どういったものなのか伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 用地購入の費用の場所でございますが、共同調理場の建設ではなくて、その駐車場の用地となるところでございます。そちらにつきましては、当初無償で賃借を計画しておったわけですが、最終的に協議いたしまして購入という形で行うということで予算計上をさせていただいております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 無償で借りれるという予定だったということで、私たちも負担がなくていくのかなと思ったんですが、その計画が結局買わなくてはいけなくなったその経緯、何かそこでどういう問題があって、こういう形になったのか、お聞かせください。

○滝川健司委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 当初計画をする段階で、購入するか借りるかというところを検討しておりました。その際にも、共同調理場を建てるに当たって、建設地につきましては近隣の共同住宅の駐車場となっております。その方に御不便をかけないように、そちらの

意向でもし不足であるのであれば、そちらのほうも使えないかという検討をしておりましたが、最終的に共同住宅の側からその土地、代替地は不用ということをいただきましたので、この結果購入に変更したものでございます。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

以上で、第15号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、第15号議案 令和3年度新城市一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

本予算は、令和3年度の市民の血税を使う大事な事業です。予算の中には、理解が不明な、疑義を感じるようなものがまだあります。そして、高額な予算が使われており、その中の1つには、新城公共商社推進事業があります。年4回程度の設立ありきの条例の審議会、設立されればすばらしい商社のように言っておりますけど、過去を振り返れば山湊が市民から集めた、市から出したそういうお金を使ってしまったという状況から考えて、同じような轍を踏むとしか私には思えません。

当時、新城市の官民共同の会社でしたが、市の職員からもお金を出していただいて、期待されてスタートしたんですが、最終的にはその出したお金も返ってきておりません。このような状態なんです。

2つ目には高速バス運行事業です。市役所に来る方法が大変なお年寄りの方も多い中で、高速バス事業というものを市の発展のためにということでスタートしておりますけど、現

在这个の高速バスを使って名古屋に行く利用者が何人見えますでしょうか。市役所に来るときに、もつくる新城のバス停でいつも利用者の駐車場に車が止まっている状況、写真を撮ってこちらに情報を送っていただいている方がおりますが、実際にある車はほとんど同じで、それも他県のナンバーなんです。答弁の中にも、1便当たり2人から3人の乗車ということもあり、市民の目から見て、無駄は早くやめて市内の循環バスをもっとふやすべきだと。タクシーも3月になくなってしまいます。次のタクシーの会社も決まっていますが、現在のこの状況から見ると、時間の問題ではないかと、お年寄りからも悲痛な声が上がっています。

空き家対策や公共施設のマネジメントなど、どんどん進める事業もあるんですが、そのためにもこの無駄な事業を見直してもらいたいと思い、私は反対討論といたします。

以上です。

○**滝川健司委員長** ほかに討論はありませんか。

小野田直美委員。

○**小野田直美委員** では、第15号議案 令和3年度新城市一般会計予算を賛成の立場で討論します。

令和2年度コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和3年度財政への影響が大きくかかる中、市民生活を安定させるため、またアフターコロナを見込んで観光、商業、農業等を活性化させるための施策がしっかり組み込まれている令和3年度予算だと考えています。

新城公共商社推進事業につきましては、市内の事業者情報を一元的に管理し、事業カルテをつくり、各事業者の弱いところを補えるところがあれば、そのデータを基にフォローし、または他事業者とつなげることで事業者が売上げを上げ、全体の底上げをして市の活性化支援を行うものだと理解しております。

それをしっかりと審議する審議会の設置は必要だと考えます。

以上の理由で賛成といたします。

○**滝川健司委員長** ほかに討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** それでは、第15号議案 令和3年度新城市一般会計予算について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

大きな理由の1つ目には、新型コロナウイルスの影響で新城市の歳入のうち、市税の大変大きな税収を見込んでいながら、市民の暮らしや自営業者への営業を直接温める具体的な施策に欠ける点であります。

穂積市長は、予算大綱で「歳入における市債への依存度は前年度比0.3ポイント増の11.9%となり、令和4年度の財政運営が令和3年度以上に厳しいものになることが十分に予想される」と書いてありまして、財政運営への危機感を表明しております。地域経済の停滞、衰退を借金で乗り越えなくてはならないような重大な局面に来ていると感じております。

本市の人口は、ほかの自治体と比べて加速度的に減少しております。労働人口の減少、少子高齢化、そしてアベノミクスに期待したものの地方の恩恵は不発に終わっております。そこに自民党、公明党による消費税10%への増税があり、またさらに新型コロナの追い打ちがかかっております。私はイベント型事業や不要不急の公共事業は見直して、市独自の思い切った額の事業者への直接給付や減免措置、相談窓口の一本化、PCR検査の実施などを提案したいと思っています。

2つ目の理由は、歳出で不要不急の事業費が目立つことでもあります。新型コロナウイルスの影響で税収が減収し、市民の暮らしや自営業者が大変な暮らしを余儀なくされている中で、前年度と変わらない不要不急の事業費を計上していることは、安定的な行財政運営

を大きく阻害するおそれがあると考えています。

コロナは変異株の拡大も現在相まって、いつ終息するか分からない状況です。ポストコロナとか、ウイズコロナだとか、市は楽観的に考えているのではないかと考えています。不要不急の大型公共事業をまずは中止し、コロナ対策に全力を挙げるべきです。

これらの不要不急の事業の中止や見直しが行われていないこと、また市民が望むコロナ支援や直接応援の事業がないと考え、反対討論といたします。

詳しくは、後日行いたいと思います。

以上です。

○滝川健司委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第15号議案を採決します。

賛否両論がありますので起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○滝川健司委員長 起立多数と認めます。

よって、第15号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第16号議案 令和3年度新城市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第16号議案の令和3年度新城市国民健康保険事業特別会計予算について、質疑させていただきます。

歳入総括の国民健康保険税で、5ページになります。

1点目、国民健康保険税が前年度比で9,084万8千円の減額となっておりますが、

主な理由を聞かせてください。

2点目、具体的に何人減っているのか伺いたいと思います。

3点目、国民健康保険税1人当たりの平均額と、1世帯当たりの平均所得は幾らになるのか伺います。

○滝川健司委員長 杉本保険医療課長。

○杉本品子保険医療課長 1点目の減額となった主な理由につきましては、前年と比べ被保険者数が減少する見込みであることと、コロナ禍による所得の減少を見込んだことによるものです。

2点目の減少の人数でございますけれども、令和2年度予算の推計被保険者数と比較しますと、330人の減少を見込んでいます。

3点目の一般被保険者国民健康保険税1人当たりの平均額ですが、介護納付金分を含めた現年度課税分の1人当たり調定額で申し上げますと、9万7,666円を見込んでおります。

また、1世帯当たりの平均所得は約105万3千円を見込んでおります。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。減額の理由と被保険者がそもそも減っているということ、コロナがあるということで、具体的には330人ぐらい減っているということまで理解をいたしました。

年々減っているという状況で、非常にどうなっていくのかなという漠然と不安があるわけであります。

1世帯当たりの平均の所得も105万円ということで、確か前回まだ110万円ぐらいあったのかなと思うんですが、この平均所得は年々減っているのか、前110万円だと思うんですが、今回105万円ということで減っている傾向にあるのかどうかというのを教えていただきたいのと、あと今後の見通しなんですけど、このように被保険者がちよつとずつでも減っていくということで収支バランスも含めてこの国民健康保険税の在り方、そういった

のは大丈夫かどうか、そこの2点、分かたら教えていただきたいと思ひます。

○滝川健司委員長 杉本保険医療課長。

○杉本晶子保険医療課長 平均所得でございますけれども、昨年度の予算の調停で見込んだ所得は114万円ほどでございます、その114万円は令和元年度で見込んだものと変わりはないものでございまして、大体そのあたりの所得をいっていたですけれども、やはり来年度はコロナ禍ということで減少傾向として見込んでおります。

税の関係でございますけれども、減少している理由といたしましては、70歳から74歳に関わる国民健康保険加入者の構成比といたしまして、大体いま現在32%ほどになっております。それが、毎年1%から2%ほど増えておまして、減少の理由としては、75歳に到達いたしまして後期高齢者に加わっていく方が原因ということが大きな要因と考えておりますので、このままで行きますと、団塊の世代とかを向えていきます。

そういったことで、国民健康保険税も率とかをそういうことも踏まえて今後検討していかなければならないと考えております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第16号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第16号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第17号議案 令和3年度新城市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第17号議案、歳入、総括で2点ございます。

1点目、後期高齢者医療保険料が、前年度比で3,906万8千円増額されておりますが、主な理由を伺います。

2点目、後期高齢者医療保険料1人当たりの平均額を伺います。

○滝川健司委員長 杉本保険医療課長。

○杉本晶子保険医療課長 保険料が前年度比で3,906万8千円の増額となった主な理由でございますけれども、被保険者数と1人当たり所得額の増加、及び後期高齢者医療制度の創設から暫定措置として実施されていた被保険者均等割額の特例的な軽減措置が終了し、制度本来の7割軽減の仕組みに戻ることによるものです。

2点目ですけれども、後期高齢者医療保険料1人当たりの平均額でございますが、8万8,327円を見込んでおります。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

先ほどの国保の関係と絡むのかなと思ひますが、今回この被保険者が増加したということは先ほども答弁があったように団塊の世代が高齢化になって75歳に移動していくような流れで被保険者が増えて、その結果増額しているというようなところも考えられるのかというのを教えていただきたいのと、それプラス暫定の割額が終了したということもあるかと思ひますが、そこら辺の分析、どう考えればいいのか教えていただければと思ひます。

○滝川健司委員長 杉本保険医療課長。

○杉本晶子保険医療課長 人数が増加しているということもありますけれども、まず一番の要因としましては、1人当たりの所得額が昔と比べますと、申し上げると語弊があるかもしれないんですけど、元気な年配な方がふえておまして、主な収入源としては年金が収入となりますけれども、そのほかの収入が働いてふえたことによるものかどうか分かりませんが、若干1人当たりの所得がふえているということが大きな要因ではないかと思っております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第17号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第17号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~  
ここで換気のため、再開を10時10分とし休憩します。

休 憩 午前9時59分

再 開 午前10時10分

○滝川健司委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
次に、第18号議案 令和3年度新城市国民健康保険診療所特別会計予算から第34号議案 令和3年度新城市作手財産区特別会計予算までの17議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本17議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより、本17議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第18号議案から第34号議案までの17議案を一括して採決します。

本17議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって第18号議案から第34号議案までの17議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第35号議案 令和3年度新城市病院事業会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第35号議案 令和3年度新城市病院事業会計予算で、1款の病院事業収益、24ページになります。

1点目、入院の収益では、前年度比で5,033万円の減額になっておりますが、その理由を伺います。

2点目、外来の収益では、前年度比で1億557万5千円の減額となっておりますが、主な理由を伺います。

○滝川健司委員長 服部市民病院総務企画課長。

○服部充伯市民病院総務企画課長 1点目の

入院収益につきましては、直近1年間の実績を基に積算及び予算要求したものであります。入院患者数は、3階病棟と4階病棟の急性期病棟で1日当たり4名の減を、5階病棟の地域包括ケア病棟で2名の減としております。

新型コロナウイルスワクチンの接種が始まりつつありますが、令和3年度において新型コロナウイルスがすぐに終息するとは考えにくく、引き続き影響があると見込み、減額としたものであります。

2点目の外来収益につきましても、入院収益同様に、直近1年間の実績を基に積算及び予算要求したものであります。外来患者数は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えなどにより、1日当たり21人の減としたことと、診療日数が1日少ないことなどにより減額としたものであります。

○**滝川健司委員長** 浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** ありがとうございます。直近1年間の状況の計算をしての見込みの減額数だということで理解をいたしました。

大変、やはり新型コロナウイルスの影響が大きいなということを改めて感じております。その中で、やはりワクチンのほうもスタートをするけれどもいつ一般の人に届くかまだ分からない状況で、また変異株も別で広がっていくということで非常にこの1年間、コロナも収まる状況にないのではないかなと、私も思っています。

そういう中で、こういった入院外来、収益等が減額するもう予定があるという形なんです、病院の収益というのもなかなか潤沢な予算で行っているというわけではないということですので、総括的な質疑になってしまうんですがこういった入院外来の収益の状況も踏まえて、今後この病院経営の状況はどううまくいっていくのか、どういうふうになっていくのか、大丈夫なのかという市民の声があるものですから、そこら辺も踏まえてどうこの1年間乗り切って今後を考えていっている

のかということが、分かったら教えてください。

○**滝川健司委員長** 服部市民病院総務企画課長。

○**服部充伯市民病院総務企画課長** 令和3年度、やはり新型コロナウイルス感染症対策というのが主で動いていくものとは思っております。

入院収益、外来収益とも減額となっておりますので、減額となる部分を診療報酬の中で加算が取れるものがないのかどうかというものをもう一度検討していく必要があると思っておりますし、支出のほうで、これまでもやってきておりますけれども、さらなる削減、抑制ができるものがないのかというものを再度院内で検討し、経営改善に努めてまいりたいと思っておりますが、コロナが1日でも早く終息することを願っておりますし、かといまして、終息してすぐ受診控えが戻る、なくなるもなかなか考えにくいところもありますので、非常に厳しい令和3年度になるのではないかと思っております。

○**滝川健司委員長** 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより、第35号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝川健司委員長** 異議なしと認めます。

よって、第35号議案は原案のとおり可決す

べきものと決定しました。

次に、第36号議案 令和3年度新城市水道事業会計予算から第38号議案 令和3年度新城市下水道事業会計予算までの3議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本3議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより、本3議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第36号議案から第38号議案までの3議案を一括して採決します。

本3議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって第36号議案から第38号議案までの3議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~  
ここで説明員入替えのため、暫時休憩します。

休 憩 午前10時18分

再 開 午前10時19分

○滝川健司委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
次に、第54号議案 令和2年度新城市一般会計補正予算（第14号）を議題とします。

これより歳出2款総務費の質疑に入ります。
質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘議員 令和2年度の一般会計補正予算（第14号）の2款1項15目の行政対策費について、また行政区等活動3密対策補助事

業についてお尋ねをいたします。

各行政区からの補助金申請は行われておりましたが、事業費が確定されて減額と、今回なっております。申請内容の傾向についてお伺いをいたします。

○滝川健司委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 行政区等活動3密対策補助金につきましては、行政区等が感染防止対策と地域活動の両立を図るための主な施設の改修、または物品の整備等を補助対象としまして、上限額20万円、補助率10分の10で実施してまいりました。

今回申請のありました103行政区117施設につきましては、アルコール消毒液、それから検温器、空気清浄機を整備した行政区が多くございました。そのうち、総事業費が20万円を超える申請が43施設ございまして、先ほど申しあげました3品目のほか、エアコン、換気扇、網戸の設置が多くございました。

同じく総事業費が10万円以上20万円未満の申請は47施設ございまして、3品目のほか、マスクや手指消毒用のアルコール自動噴霧器、それから手洗い時のペーパータオルなどが多くございました。

総事業費が10万円未満の申請は27施設ございまして、3品目のうちのアルコール消毒液、検温器の整備が多くございました。

各行政区の状況に応じて御検討いただき、必要なものを整備されたと認識しております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘議員 ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症に罹患された方、及びまた影響を受けておられる方々が大勢いらっしゃるわけでありましてけれども、全国でやはり日常生活、本当に安定した日が過ごせるような環境になるのが一番望まれるわけでありましてけれども。

今回はこの3密に対しての地域行政区に対しての援助でありましたが、大変今お聞きしたところによりますと、様々な工夫を、また

地域でこうすればこの3密対策及び将来にわたっての行政区の活動ができるという確信が得られました。

そこで、もう少し一歩進んで、12月定例会の一般質問の中でも少し触れましたけれども、この密の状態、ここの部屋においてもそうありますけど、二酸化炭素ですね、CO₂が高まるとそれなりの検知をしてクリアできるような装置も開発されて、かなり安価になっていると聞いております。こういう濃度測定器そのものについてもやはり必要ではないのかなという気もしましたけれども、いろいろ全国の中でもこの3密対策における注意喚起をする事前の創意工夫された機が導入されております。

今後、先ほどの浅尾委員の質疑の中でもありましたが、変異ウイルスの状態がまたどういう状態になっていくか分かりませんので、また次なる策というものもやはり先取りして、行政は考えていただければありがたいなという思いもありますけれども、今回の結果を見て、新年度以降、やはりこの策を講じていかなければならないという思いがするんですけども、総括的にいかがでしょうか。

今回の各行政区からの申請実績を踏まえて、今後どういう対策が必要なのか。これで終わりではないものですから、そのあたりも研究されておるのかどうかお伺いをいたします。

○**滝川健司委員長** 松下まちづくり推進課長。

○**松下領治まちづくり推進課長** この行政区等活動3密対策補助金につきましては、一応今年度限りの補助金ということになっております。

次年度の実施の予定等ございませんけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大状況ですとか、また代表区長会等におきまして御意見を伺うなどして検討はしてまいりたいと思っております。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、小野田直美委員。

○**小野田直美委員** では、4の1の1保健総務費、感染症自宅療養者・濃厚接触者支援事業、21ページです。

保健所からの指示を受けた感染症自宅療養者及び濃厚接触者が、支援物資を受け取るまでの流れについてお伺いします。

○**滝川健司委員長** 加藤健康課長。

○**加藤久美子健康課長** 感染症自宅療養者及び濃厚接触者が支援物資を受け取るまでの流れにつきましては、保健所は、感染症自宅療養者及び濃厚接触者に本市が作成したチラシを渡し、支援物資を希望する方は、電話で健康課へ申請をします。健康課は、受付後状況を確認して、支援物資の手配をするという流れになっております。

○**滝川健司委員長** 小野田直美委員。

○**小野田直美委員** チラシを渡して、必要としている人がいれば健康課に電話して、そこで支援物資の手配を健康課がするという流れでよろしいですね。

では、幾つかお伺いします。

まず、支援物資なんですが、保存食品や日用品ということが書いてありました。7日間7千円ということです。主立った内容物が分かれば教えてください。

○**滝川健司委員長** 加藤健康課長。

○**加藤久美子健康課長** レトルトですとか缶詰めなどの食品と、あとトイレットペーパー、ティッシュペーパーなどの日用品のセットを考えております。

○**滝川健司委員長** 小野田直美委員。

○**小野田直美委員** 分かりました。

保健所から待機してくださいと言われた場

合、大概2週間待機だと思うんですが、ここで7日間とした理由、2週間ではない理由を教えてください。

○滝川健司委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 当面、何とかなる食料は皆さん、持ってみえるのかなというところもありますし、濃厚接触者の場合は陰性で御自宅に見えるものですからどうしても外に出れないというところはないものですので、一応7日間程度というふうに考えて計画しました。

○滝川健司委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 いいのか悪いのか、できたら2週間分届けてあげられればなと思うんですが。

最後に、もう1つお聞きします。支援物資の配達、受渡し時に、感染症自宅療養者や濃厚接触者宅であることが知られない工夫というのはされているのかどうか。例えば、普通の状態の箱でお渡しするとか、業者さんにいるいろ手配するとか、そのあたりの工夫があれば教えてください。

○滝川健司委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 配達時における工夫なんですけれども、本当に普通の箱詰めを今のところ考えておまして、あと配達についてはやっぱり個人情報に関係もありますので、今、保健所さんに相談もしながら調整しているところになります。

○滝川健司委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑を行います。

4の1の1の質疑は、先ほどの小野田委員の質疑で理解をいたしましたので取下げをいたします。

次の4の1の5予防費、医療・介護・福祉従事者応援事業。

2点あります。医療・介護・福祉従事者

応援事業7,834万5千円の主な内容と手続方法を伺います。

2点目、対象人数と対象施設数を伺います。

○滝川健司委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 医療・介護・福祉従事者応援事業の主な内容につきましては、医療・介護・福祉サービスを現に継続して提供している市内事業所の現場で働く従事者の方に対し、一人当たり2万5千円の応援金を給付するというものであります。

手続方法としましては、各従事者の方からの申請を勤務する事業所ごとに取りまとめていただき、市で確認の上、従事者個人の口座に振り込む方法を考えております。

あと2点目ですが、対象人数と対象施設数につきましては、対象人数につきましては全部で3,100名を見込んでおります。対象施設につきましては、医療機関等が77事業所、介護サービスが88事業所、障害福祉サービスが26事業所、児童福祉施設等が47事業所となっております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。こういった現場への直接支援ということで、非常にいい取り組みではないかなと思って質疑をさせてもらっています。

この対象人数は3,100人ということですが、ダブって聞いてしまうかもしれないんですが、これは市内の各病院とか、診療所とかそういった人たちも含んで3,100人という数字になっているのかというのが1点目と、あと補助婦さんとか、掃除のスタッフの方も含まれているのかどうか、そこら辺教えてください。

○滝川健司委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 人数につきましては、浅尾委員が言われたとおり市内の事業所の人数を見込んでおります。

掃除婦さんとかの話がありましたが、そこら辺につきましては基本接触の具合だとか事業所によってとか、サービス内容によって多

少の違いがあると思いますので、そこら辺の詳細につきましては今後詰めさせていただいて、またお示しをさせていただければと考えております。

○**滝川健司委員長** 浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** 最後、もう1個、申請の手続のことなんですけど、この申請対象の人が申請しようとしたら、どういうふうな形をとるんですか、直接事業所の院長なり、病院長なりでまとめて申請を市に上げるのか、それとも個人で申請をするものなのか、そこら辺もう一度イメージが分からなかったんで教えてください。

○**滝川健司委員長** 鈴木地域医療支援室長。

○**鈴木英乃地域医療支援室長** 現時点で考えているところでありますが、やはり勤めていらっしゃる方なのでその勤務実績に応じたりとか、周知のほうでもやっぱり各事業所での周知が効果的だと思ってますので、事業所の協力を得ながら進めていきたいと考えております。

○**滝川健司委員長** 浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** 分かりました。

それでは、次の4の1の5、新型コロナウイルスワクチン接種事業について伺います。

1点目、新型コロナウイルスワクチン接種事業の5,996万9千円の主な内容を伺います。

2点目、人件費・調査委員会・設営・事務経費とありますが具体的にどういう内容なのか伺います。

○**滝川健司委員長** 加藤健康課長。

○**加藤久美子健康課長** 新型コロナウイルスワクチン接種事業の内容につきましては、ワクチン接種事業の体制整備や運営に関わる人員を確保するための費用、ワクチン接種で使用した注射器等、医療廃棄物の処理費用、集団接種会場の設営や運営などの業務、ワクチンの配送業務などの委託料です。

2点目の具体的内容ですが、人件費につきましては、ワクチン接種を行うための準備や

接種後の接種者情報入力に携わる会計年度任用職員の報酬や交通費です。

調査委員会は、予防接種後に健康被害が発生した場合に開催される予防接種健康被害調査委員会です。予算には委員の報償費や旅費を計上しています。

設営につきましては、ワクチン接種をスムーズに行うために、集団接種会場に必要なテーブルやイス、パーティション、案内看板などを設置するものです。

事務経費につきましては、医療機関個別接種を行うことにより生じる事務に対する費用です。

○**滝川健司委員長** 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘議員** 4款1項1目の感染症自宅療養者・濃厚接触者支援事業についてお尋ねします。

現在、どのような対策や支援が行われているのか、まずお伺いします。また、今回の補正予算による窓口、また体制についてお伺いをいたします。

○**滝川健司委員長** 加藤健康課長。

○**加藤久美子健康課長** 感染症自宅療養者・濃厚接触者への対策や支援につきましては、現在市としては行っておりません。

今回の補正予算による窓口や体制につきましては、窓口は健康課となり、電話での申請に基づき支援物資を手配するものです。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員。

○**丸山隆弘議員** 分かりました。

私、2月の初めに、委員会の議案説明会がありました。そのときに、私、触れまして、お尋ねをした経緯がございます。感染で自宅療養されている方、また濃厚接触者の方、それぞれ市内には当時いらっしゃったようですが、そういうときにも、症状が全くなような方々もおみえになりまして、特に若い方は自宅の中でおられるのは大変であると。

ちょっとした買物にひょっと出てしまうという場面が耳に入った経緯がございました。そういうことに対して、今回このような形で援助、支援するという事は非常に喜ばしいことだと思います。

そういう中で、特に外出ができなくなった市民の方々に対して、要望があればこのように代行をするという形を取られるということは非常にいいことだと思いますし、特に日用品や食料品等計算して、7日分というふだんの生活のパターンの中で選択していただいたのは、非常にありがたいと思います。

その中で、もう1つ加えていただきたいのは、やはりお薬ですね。それぞれの事情によって、薬もいただきたいというような声も多分あると思うんですよ。そういう薬に対してもメニューに入れていただけるようなことをしていただければありがたいのかなと思いますが、この辺についてはいかがでしょうか。

○滝川健司委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 お薬に関しましては、個人個人が飲まれているものが違うというところがあるかと思います。

これをやるに当たりまして、保健所に「どのようなことが一番困られるという声をお聞きしますか」といったときに、食料品と日用品ということをお聞きしましたので、今回そのセットを考えました。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘議員 1つの例で、今、出ささせていただきましたけれども、先ほどの議論の中でもちょっとありました個人情報の関係ですね。個人情報の関係で、いろいろお気を遣われて保健所も大変だと思いますけれども、やはりこれは当事者の御本人からの申込みによってこの支援事業も大きく進んでいくという流れだと思いますが。

保健所の皆さんで、やはりこれは管轄する新城保健所が、個人情報は当然持っているし、把握しておられるということで、

市へはこれまではずっと情報は伝えられていないという状態の中で、どういう形でその辺のところの情報をやり取りされていくのか。先ほど、少し答弁がありましたもう少し具体的にいただければありがたいなと思います。

それから、あともう1つ、あくまでもこれは御本人からの申込みというシステムにされるわけでしょうかね、確認します。

○滝川健司委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 個人情報につきましては、大変配慮する点でございまして、保健所が当事者に渡していただく案内チラシには、一応御本人が同意をしていただく形で、保健所に問い合わせるとしても一文入れてありますので、それを同意した上で申請をされるという場合を想定しております。

申請を受け付けたときにも、一応御本人さんにそこら辺を承知して申請していただいていることを確認して、保健所にも連絡を取らせていただくということを考えております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘議員 私自身も、この日曜日に出てきまして、貴重な経験をさせていただいた濃厚接触者の1人でありました。

こういう中で、いろいろ経験させていただきましたが、いろいろな機会のときに皆さんにも知っていただけるようなことが必要かなと思います。そういう機会をまたつくっていただければありがたいと思うんですが。

この中で、1つ心配なのは、この商品などの受渡し時、先ほどケースでという形を言われたわけではありますが、担当者にやはり危険が及ばないような十分な対策というものが必要であります。このところも、危険という言葉が大変感染者にとっては、また濃厚接触者にとっては冷たい言い方も分かりませんが、やはりしっかりと職員の皆さんが運ぶものですから、そのあたりのところも十分態勢をとられるようなことをしていただきたいんですが、保健所の指示に従ってこれは動かれると

いうことでよろしいんですかね。

○**滝川健司委員長** 加藤健康課長。

○**加藤久美子健康課長** 支援物資の受渡しに関しましては、そういう危険な状況というか、十分気を付けて行っていきたいと思います。それに当たっても、保健所にもいろいろ相談しながら、どのような受渡し方法をするか安全かというところで調整していきたいと思います。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

山田辰也委員。

○**山田辰也委員** 今、丸山委員からの質疑の中で、私もちょっとお聞きしたいことが1点ありまして、健康な方という基準、陰性で健康な方も多いんですけど、ヘルパーさんが必要な方というのは市内にはみえると思うんです、お年寄りで。その中で、ひとり暮らしのお年寄りの方というのは、支援物資の7千円までも必要がないんですけど、食事等がやっぱり一番大切だと思います。

それで、自分で作れない方、歩くのも大変な方はいらっしゃるものですから、想定としてそうなった場合は、社会福祉協議会とか、ヘルパーさんたちの協力を得ないとできないんですけど、その場合、連携についてはどのような対応をされる予定でしょうか。

○**滝川健司委員長** 加藤健康課長。

○**加藤久美子健康課長** ヘルパーさんの利用につきましては、介護保険の制度の中で利用されていると思いますので、その辺で御自分が濃厚接触者であるですか、その辺はケアマネジャーにももちろん伝えていただきながら、どのようなサービスが組めるかというところを相談していただきながら進めていくものだと思います。

○**滝川健司委員長** ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

次に、歳出7款商工費の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** それでは、質疑通告に従いまして質疑を行います。

7の1の2商工振興費、飲食店等関連事業者支援金交付事業になります。

1点目、飲食店等関連事業者支援金交付事業600万円の主な内容を伺います。

2点目、飲食店や宿泊業者と直接取引を行っている事業者への支援金を交付とありますが、具体的にどういう事業者なのか伺います。

○**滝川健司委員長** 山口商工政策課長。

○**山口貴司商工政策課長** 1点目の事業の主な内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の第3波や国の緊急事態宣言により、大きく影響を受けている飲食店、宿泊業と直接取引を行っている事業者に対しまして支援金を交付するものでございます。

令和3年1月から3月までのいずれかの月の売上が、前年同月比または前々年同月比で20%以上50%未満減少したことなどを要件に、令和2年1月から3月まで、または平成31年1月から3月までの3か月のいずれかの売上総額から、令和3年1月から3月までの3か月の売上総額を差し引いた額を法人50万円、個人事業者25万円を限度に交付をするものです。

法人と個人事業者合わせまして18の事業者を想定しておりまして、合計600万円の交付を見込んでおります。

2点目の直接取引を行っている事業者はどのような事業者かということですが、飲食店や宿泊業者と直接かつ継続的に取引を行っている事業者であれば、交付対象となります。具体的には、飲食店やホテル・旅館などに食材を納入する事業者、飲物等を納入する事業者、割り箸等消耗品を納入する事業者、

それからクリーニング事業者等を想定しております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。理解をいたしました。

では、次の質疑に入りたいと思います。

7の1の3観光振興費、観光施設感染拡大防止対策事業、25ページです。

1点目、観光施設感染拡大防止対策事業の内容を伺います。

2、道の駅もつくる新城に設置するという非接触検温装置の内容を伺います。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 観光施設感染拡大防止対策事業の内容につきましては、飛沫防止スクリーンや足踏み式消毒スタンド、非接触検温装置を設置することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る対策であります。

具体的には、鳳来ゆ〜ゆ〜ありいなへ飛沫防止スクリーン・足踏み式消毒スタンド1台、道の駅もつくる新城へ非接触検温装置1台の設置を行います。

2問目ですけれども、非接触検温装置の内容につきましては、非接触型で8インチタブレットの画面により検温を行い、自動噴霧の消毒ディスペンサーにより手指の消毒を行う一体型の装置となっております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。内容は理解をいたしました。この感染拡大の対策というのは非常に大事ですので、こういった形でいろんな方が全国で来る施設は早くやっていただければと思って、よかったと思います。

このことは、以前からも私も言っていたことです。もつくる新城に1,600万円でドッグランをつくるよりも、この非接触型装置を買うほうが先決ではないかと要望していたんですが、それが今回ようやく実現できたのかな

というところでうれしいと思っています。

この100万人の利用者がもつくる新城にあるということですので、真っ先にこの非接触型の検温装置があるといいかと思いますが、この装置はどこに設置されるのかを教えてくださいたいのと、あと金額は幾らぐらいだったのかどうか教えてください。

○滝川健司委員長 加藤観光課長。

○加藤宏信観光課長 設置する場所につきましては、もつくる新城の入り口の部分となります。

金額に関しましては40万円程度となります。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

次に、歳出9款消防費の質疑に入ります。

最初の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、9の1の3災害対策費、新型コロナウイルス対策事業、27ページです。

扇風機とストーブの性能についてお伺いします。

2つ目、資機材は福祉避難所にも設置されるのかどうか、お伺いします。

○滝川健司委員長 小林防災対策課長。

○小林義明防災対策課長 まず、扇風機とストーブの性能についてでございますが、扇風機は、羽の径が45センチで高さ85センチのもので、スタンド部分が折れ曲がりコンパクトに収納が可能なものでありまして、段積みが可能なため収納スペースの無駄を省ける性能を有したものを想定しております。避難所での暑さ対策もありますが、換気を目的といたします。

ストーブについては、円柱型の石油ストーブで、昔から通称だるまストーブと呼ばれて

おりますが、1台でおおむね20畳程度は温めることができる性能を有したものといたします。

2点目の資機材を福祉避難所にといいことですが、今回整備する資機材につきましては、指定避難所38か所に配備することを前提に考えておりますが、福祉避難所にも配備が必要になる状況もあるのではないかと考えております。

○**滝川健司委員長** 小野田直美委員。

○**小野田直美委員** では、1からお伺いします。

羽の大きさが45センチという、よく体育館に置いてある大きなあの扇風機をイメージすればよろしいのでしょうか。

○**滝川健司委員長** 小林防災対策課長。

○**小林義明防災対策課長** 今、委員が言われる大きな扇風機のサイズがよく分かりませんが、基本的にはそれほど大きなものを想定しておりません。収納のこともありますし、多分コンビニや何かで虫が出るときに大きな扇風機が置いてありますが、あれよりも小ぶりなものを想定しております。

○**滝川健司委員長** 小野田直美委員。

○**小野田直美委員** 分かりました。体育館に置くことが多いと思いますので、その中で役に立つ暖房器具、または扇風機だといったと思って、この性能をお聞きしたわけです。

では、2番の資器材は福祉避難所にも配備されるのかということで、38か所の一般的な指定避難所に置かれるということだということでした。また、福祉避難所にも必要だったらということなんですが、ぜひ福祉避難所にも置いていただきたいという思いはあります。

あと、1つお聞きしたいんですけど、扇風機やストーブなんですけど、各避難所に置かれるわけなんですけど、これは常日頃、日常的にそれを使用するということができるのかどうか、災害のときだけに取り出して使うのか、どういことを想定されているのか、お伺い

します。

○**滝川健司委員長** 小林防災対策課長。

○**小林義明防災対策課長** ストーブも扇風機も常日頃使えるといえば使えますが、やはり備品ですので、余り使用しておりますと保存が持たないということがあるものですから、ある程度まとめて保存はしていきたいと思っております。

ただ、今回190台、38か所に5台ずつの割合で買いますので、かなりの量の備蓄になります。それを各5台ずつ配ってしまうということになると、それぞれの施設でもなかなか入りづらいということもありますので、基本的にはある程度集約をして備蓄をせざるを得ないというところがあります。

ただ、せっかくの備品でもありますので、イベントであるとか、そういうことも考えながら、その事情に合わせて少し貸出しという形を、どの程度というのは考えておりませんが、も考えなくてはいけないなということは想定しております。

○**滝川健司委員長** 小野田直美委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** 9の1の3ですが、先ほどの小野田委員とダブリましたので、削除をお願いしたいと思います。

○**滝川健司委員長** 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

山田辰也委員。

○**山田辰也委員** 小野田委員の避難所の対策のところの資器材で、だるまストーブというんですけど、災害時の場合は本当は木とかそういうのが使いたいと思うんですけど、今回はこれ灯油専用だるまストーブですか。

○**滝川健司委員長** 小林防災対策課長。

○**小林義明防災対策課長** 灯油を想定しております。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出9款消防費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 社会教育費の総括で、29ページから33ページにわたって確認をしたいと思います。

各施設の新型コロナウイルス対策事業としての備品の現状及び備品等購入によりましての対策内容について、お尋ねをいたします。

○滝川健司委員長 鈴木生涯共育課長。

○鈴木隆司生涯共育課長 多くの施設にわたりますので、まとめて私から御答弁いたします。

各施設の備品や消耗品の現状につきましては、9月補正予算で議会の承認をいただき、非接触型の赤外線体温計、手に持って額にかざすものですが、を購入したほか、手洗い石けんや手指消毒液などを配備しております。

今回の補正予算では、備品として多くの来館者が見込まれる設楽原歴史資料館等の施設に自動検温カメラ、顔で認証するタイプです、それから、ポンプに直接触れずに手指消毒が行えます足踏み式消毒ポンプスタンドを配備するほか、在庫数や今後の利用見込みを踏まえ、西部公民館等の施設に手洗い石けん、手指消毒液及び清掃用の消毒液を配備し、来館者による施設内へのウイルスの持込み、受付時での密集回避及び利用者同士の接触による感染リスクの低減など感染しない、感染させない対策を取ってまいりたいと考えております。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。

各それぞれ施設によって、今まで管理責任者、当日の管理者の方、受付をされる方というんですか、その方々によって対応がどうも

まちまちというような声も聞いておりました。そういう事例があったと、私聞いたものですから、今回統一されてこのような対応をされていくということで、その辺はクリアできるのかなと考えておりますけれども、クリアできれば一番いいんですが。

要するに、こういう機械を置いても、先ほど浅尾委員の質疑の中にもありましたが、道の駅ですと無差別にお客様が見えるわけですね。今回こういう施設においては、当然もう限定された少数の方が利用されるということですので把握がしやすいということで、こういう機械を通るに当たっての管理面、指導面、利用される方に対してのある程度のアドバイスをしながらこうやって検温していただいて、こういう消毒をしていただいているというような基礎的なところもある程度必要ではないかな。

その辺のあたりを、やはり当日、その部署によつての管理者の方々が十分把握して指導していただけるような仕組みを当然考えていただきたいと思うんですが、そのところまで当然こういう機械を導入するに当たっての認識状況、その辺についてはどうでしょうかね。しっかりとしていただきたいわけですが。

○滝川健司委員長 鈴木生涯共育課長。

○鈴木隆司生涯共育課長 施設が様々ございまして、貸館の施設であつたり、観覧の施設であつたり、スポーツの施設であつたり、いろいろなタイプの施設がございしますが。

コロナの感染が始まった時点で、緊急事態宣言が出たときに一度それぞれの施設を使わない、閉鎖をする対応を取りました。それを踏まえて、その後施設をオープンさせるときに、十分感染拡大を防ぐような手だてをそれぞれの施設で考えてまいりました。

特に、貸館の施設であつたりしますと、それぞれの利用者の代表であつたり、利用者の方々に検温であつたり、消毒であつたりというようなことを受付時においてお願いをしております。

したし、スポーツ施設の利用者についてはそれぞれの団体のほうへ施設利用する前のきっちりやっていたきたい部分についてはお願いがしてあるというところでございます。

また、観覧施設についても、職員が受付にありますので、受付時にしっかり検温、消毒をしていただくような促しをしておるという状況でございます。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

以上で、第54号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第54号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第54号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~  
ここで換気のため、再開を11時15分とし休憩します。

休 憩 午前11時03分

再 開 午前11時15分

○滝川健司委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
次に、第55号議案 令和3年度新城市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、竹下修平委員。

○竹下修平委員 それでは議題となっております歳出2款1項2目の電子計算費、庁内LAN管理事業、11ページです。

3点お伺いします。

（1）事業内容と委託料の算出根拠について伺う。

（2）現状と導入後を比較した形で、事業効果の具体的な事例を伺う。

（3）事業実施のスケジュールを伺う。

○滝川健司委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 まず、1点目の事業内容と委託料の算出根拠につきましては、各部署で導入して運用しております個別のGISシステムで管理しています地図情報データにつきまして、同じデータベース上で職員が他部署の地図情報データを閲覧できるよう、共通システムである統合型GISシステムを構築するものであります。

委託料の主な内容につきましては、各データの変換・編集に係る環境構築費、動作テスト費、データ移行費、研修等の運用支援業務費等を見込んでおります。

2点目の現状と導入後の事業効果でございますが、GISシステムの現状につきましては、税務課、土木課、都市計画課、整備課、農業課、森林課で個別にGISシステムを現在運用しております。それぞれで管理しております地図情報データを共有することにより、職員間で迅速に情報共有することが可能になります。

さらに、庁外に対しまして地図情報データを公開することにより、インターネット上で好きな時間に地図情報を閲覧することが可能になり、市民は市役所に来ることなく、地図情報に関することを調べる事が可能となります。

これらのことから市民サービスの向上が期待できるほか、窓口や電話での市民からの問

合せに対応する時間を削減することができ、業務の効率化が期待できます。さらには、職員間、市民職員間、職員業者間の接触の機会の削減につながりますので、新型コロナウイルス感染症拡大を防止する効果も期待できます。

3点目の事業スケジュールでございますが、令和3年度当初に、システムの仕様を確定いたしましたして、対象業務、対象データの選別を行い、業者の選定を行います。その後、業者が決定いたしましたら、データの移行、開示・非開示データの決定を行い、令和3年度内の構築を目指しております、令和4年度当初からの運用開始を予定しております。

○滝川健司委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 各種内容を理解させていただきましたので、(1)から順次再質疑をさせていただきたいと思っております。

今回のこのシステムの統合というところで、3,500万円規模のシステムの統合ということで、結構大規模な事業になってくるのかなと思っております。内容としましては、地図情報データの統合、有効活用というところが大きなところになってくると理解をいたしました。

その上で、先ほど委託料の算出根拠の中で主な作業をお伺いしましたが、システムを構築する際、よくどれぐらいの時間がかかるか、その時間掛ける単価でこういった計算を出されていると思っておりますが、先ほどの主なデータの統合ですとか確認作業等そういったところのもし工数等、現時点で見積りありましたらお伺いしたいです。

○滝川健司委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 予算要求用の参考見積りをいただいておりますけれども、例えばシステムの既存データの変換・移行とかその辺の作業、人工でいきますと190人日という工程、積算になっております。あと、システムの動作テストとかですと13人日、10単位とか、その辺の数字になってきております。

○滝川健司委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 各工数の人日というところで、答弁をいただきました。

例えば、変換・移行等であれば190人日ということで、作業に当たる方が10人であれば19日程度で終わる作業かなと思っております。

これだけの規模のものになると1人、2人でやるような内容ではないと思っておりますので、ただ、納期の確認ですが、先ほど令和3年度中と言われたと思っておりますが、それだけかなり時間を要するものなのか、スケジュールのところ少しそのあたりの話もありましたが、今の工数等でいえばもう少し早いタイミング、半年もかからずにできるのではないかなと思っておりますが、そのあたりのスケジュール感について、現状もうちょっと確認をさせていただきます。

○滝川健司委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 実質的な業者決定から構築、運用開始までの期間といたしましては、今、参考に聞いておるのは3か月、4か月というような半年かかるかかからないかぐらいの期間ということは聞いておりますが、まず市内でどういったシステム、今、既存のシステムでどのシステムをそこに統合するのか、その中でもどういったデータをそこに載せていくのかというところの市内調整もまだありますので、その辺は並行しながら進めていきまして、実質半年以内で構築できるということです、できるだけ早いところで運用開始をしていきたいと考えております。

○滝川健司委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 そういった形で進めていくということで理解をさせていただきました。

(1)と(3)の関連しての再質疑になりますが、今のスケジュールですとまず市内側の調整をしながら、後半の半年ぐらいで実際の構築、テスト等進んでいくのかなと理解させていただきましたが、市内側の事業に対する体制、何かプロジェクトチームみたいなも

のを立ち上げて、各所管のところから代表1人、2人を出して事業に進んでいくのか、そのあたりの体制について確認をさせていただきます。

○滝川健司委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 まだ、具体的に体制までは確定しておりませんが、担当の課としても5か6ぐらいですので、そういったプロジェクトチーム的な設置まではいなくても、当然高く、システムごとの主担当者というのは打合せには入っていただいて、定期的に行政課のほうで主導、調整して主担当者を交えて庁内調整していくという流れになるかと思えます。

○滝川健司委員長 竹下修平委員。

○竹下修平委員 そういった形で理解をさせていただきます。

これまで、使ってきたシステムをこういった形で統合するというので、なかなか時間のかかる作業が想定されますので、ぜひ庁内での取りまとめ作業のところをしっかりと力を注いで、後半の開発に向けて作業の遅れがないようにぜひ努力していただければと思います。

最後、1点、(2)のところの確認ですが、この公開型のデータというところで、地図データを市民にも公開していくというところですが、これはいわゆるオープンデータという認識でよろしかったでしょうか。

○滝川健司委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 そういう認識でよろしいかと思えます。

○滝川健司委員長 竹下修平委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 現状と統合型GIS及び公開型GIS導入のメリットについては、先ほど竹下委員の質疑の中で明快に分かりました。これで取り下げたいと思います。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員の質疑が終

わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 竹下委員の質疑の中で、オープンデータ化して市民の利用を図ることなのですが、これはオープンデータ化された場合は、ホームページ上からこれはダウンロードして使えるようになるんですか。まだそこまでは行ってないのでしょうか。

○滝川健司委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 ちょっとまだ構築前ですので、具体的にそこまで詰めておりませんが、基本的にはホームページ上に何らかのリンクを張って、そこから別のシステムが起動して公開してあるデータが市民、業者さんが見れるというような想定になるかと思えます。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております歳出4の1の2保健事業費、健康相談体制整備事業になります。11ページ。

健康相談体制整備事業26万3千円の主な内容を伺います。

2、なぜこの事業を行うことになったのか、経過等伺いたいと思います。

○滝川健司委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 1点目の相談体制整備事業の主な内容としましては、パソコン購入費とインターネット利用料です。

2点目の事業を行うことになった理由としましては、リモートにより対面で健康相談を行うことで、外出に伴う新型コロナウイルス感染症感染のリスクを低減し、不安の軽減に

つなげることができると考えたからです。

○**滝川健司委員長** 浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** 分かりました。内容等は把握できました。リモートで対面しないものですから、感染のリスクも軽減するし、またリモートでの相談で相手方の相談者の心も軽くなっていくといういい面があるということで理解いたしました。

ここでお聞きしたいのは、対象者というのは大体どういった方を考えているのか、想定の方というのはどういった方なのかお伺いします。

○**滝川健司委員長** 加藤健康課長。

○**加藤久美子健康課長** 対象者ですが、母子関係でやはり保健センターに見えるのが心配だという声をよくお聞きしますので、母子の方と、あと一般の方の健康相談も随時できるといいなどはっております。

○**滝川健司委員長** 浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** 分かりました。理解いたしました。

次の質疑に入ります。

4の1の4母子保健費、妊婦健康支援金交付事業、11ページです。

妊婦健康支援金交付事業の402万1千円の内容を伺います。

2、対象者の数と継続事業とした理由を伺います。

○**滝川健司委員長** 加藤健康課長。

○**加藤久美子健康課長** 妊婦健康支援金交付事業の主な内容としましては、令和3年度に妊娠届を出された妊婦を対象に、1人当たり2万円を交付するものです。

2点目の対象者数としましては、令和3年度に妊娠届出を提出される妊婦として200人を見込みました。妊婦さんが新型コロナウイルスの感染について不安を抱える状況が継続しているため、令和2年度に引き続き令和3年度も事業を継続することとしました。

○**滝川健司委員長** 浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** 分かりました。大変喜ばれるというか、いいことではないかなと思っております。

次の質疑に入ります。

4の1の5予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業、11ページになります。

1、新型コロナウイルスワクチン接種事業2億5,350万6千円の主な内容を聞かせてください。

2、事業費の中で最も多くの予算を使う費用というのはどういった内容なのか伺います。

○**滝川健司委員長** 加藤健康課長。

○**加藤久美子健康課長** 1点目の事業の主な内容としましては、集団接種に携わる看護師さん等の人件費、あとワクチン接種の委託料、市内医療機関での個別接種を支援するために接種協力医療機関に接種回数に応じて交付する支援金です。

2点目の多くの予算を使う内容なんですけれども、事業の中で多くの予算を使う費用としましては、集団接種業務を行うための委託料となります。

○**滝川健司委員長** 浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** 分かりました。人件費が多いのかなと思うんですが、委託料がその中で多いよということで分かりましたが、この委託料というのはどういった内容の委託になるのかというのを教えていただきたいのと、あとのこの集団の看護師さんとか医療スタッフ、お医者さんも含めてだと思んですが、人材を集めて接種をするということは、スムーズにスケジュール的に人材が少ないと思いますが、そういった業務をやりながら接種の要員に入っていくということは難しい状況があるのかと思いますが、現場では。

そういったことはスムーズに行けるような形になっていっているのかどうか、その2点、まず教えてください。

○**滝川健司委員長** 加藤健康課長。

○**加藤久美子健康課長** 委託業務費の内容で

すけれども、集団接種業務が一番予算を多く取ってあるということで、集団接種でやることを想定しまして、人口の7割程度が希望すると想定し、そうしますと6か月ぐらいかかるというところで予算を計上させていただきました。

2点目の人材についてスムーズに確保がというところなんですけれども、一応会計年度任用職員で看護師さんを募集していきたいと思っております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。大変、6か月ぐらいかかるんじゃないかというような見通しで理解いたしました。人口の大体7割ぐらいを目標にということの接種目標だということも分かったんですが、この中では市民1人当たり接種というのは1回分なのか2回、3回とあるのかなということが分からないものですから、1回分の接種で6か月、みんな7割を目指すというところ、何回分なのかというのと、あと一般市民のほうに接種が行き届くまでには大体どのぐらいの目途でこの費用は考えているのか、分かったら教えてください。

○滝川健司委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 6か月で行う想定をしているのは、1人2回が完了するところを想定しております。

一般の方に行くのは、国が言っております3か月で高齢者を終えるというところを一応目指しておりますので、その後になる予定です。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 浅尾委員の質疑に重複するところもありますけれども、妊婦健康支援金交付事業で、感染予防対応、また健康診断費用の現状、これについてもお尋ねをさせていただきます。よろしくお願ひします。

○滝川健司委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 感染予防や健康診断費用の現状としましては、健康課に妊娠届出書を提出していただいたときにマスクを配布しております。健康診断費用としましては14回分の助成を行っています。交付内容としましては、令和3年度に妊娠届出を提出される妊婦さんを対象に一人当たり2万円を交付するものです。

○滝川健司委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 さきの2月の臨時会のときにも同じようなことを私、発言させていただきましたけれども、とにかく社会的な課題、一方では少子化というところがあるわけでありすけども、そこにブレーキが大きくかかるようなリスクの状態が今あるわけでありまして、やはりこういったところを、こういう方々を新城市として応援することが大変すばらしいことだと思いますし、もっともっと力を加えていただければありがたいとも思います。

一方、ただでさえ不安がある妊婦さん方々おられるようでありますけれども、万全のサポートが望めない状況の中で、やはりさきにも私、発言させていただいたが、新城の助産所の関係、大変ホームページ上でもいいサポートをされているところがあります。しっかりとPRできるような形で、このしんしろ助産所をうまく活用できるような支援事業としても組み入れてもいいのかなと思います。

そのあたり、その後どうでしょうか。一月、二月、臨時会以降たちましたので、しんしろ助産所との連携体制も含めてこの支援事業、どういうふうに生かすかということも考えていただけたでしょうか、確認します。

○滝川健司委員長 加藤健康課長。

○加藤久美子健康課長 助産所さんとの連携ですが、妊娠届書を出していただいたときに、個別支援ということで計画を立てていくというところに助産所の利用があります。妊婦さ

んの生活状況をお聞きしながら、必要であればこういうサービスもありますよということで、案内はさせていただいております。

○**滝川健司委員長** 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

次に、歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○**山口洋一委員** では、第6款についてお伺いします。資料は13ページであります。6款1項3目農業振興費、農作業省力化支援事業であります。

既に頂いております⑤ページの中で確認をしておるわけではありますが、2点お願いします。

1点目、補助対象者への周知の方法。

そして、2点目であります。申請スケジュールを見ますと、1次申請を5月中旬に行つて採択者を決定される。それによって、2次申請を6月中に本申請としております。このスケジュールで補助対象者への、特に春夏農産物の生産に間に合うのかどうか。

この点について、2点お伺いします。

○**滝川健司委員長** 安藤農業課長。

○**安藤映臣守農業課長** それでは、1点目の周知方法につきましてですが、4月中旬発行予定の広報ほのか5月号に掲載するほか、市のホームページへの掲載を予定しております。

2点目のスケジュールに関してでございますが、広報ほのか等での周知期間を考慮いたしますと、5月上旬の募集開始が最短だと考えております。確かに御指摘のとおり、春には間に合わないかもしれませんが、この地域、多くは夏秋作が占めておりますので、補助対象者決定後は速やかに補助金交付申請等の手

続を開始し、機械等の導入を円滑に進めたいと思っております。

○**滝川健司委員長** 山口洋一委員。

○**山口洋一委員** 周知に至っては、ほのか及びホームページをとということでありましたが、今回の補助対象者というのは市内にいる認定農業者の方、また新規就農者の方、そして、新規就農者というのは昨日もお伺いしましたが、過年度のものか令和3年度のものかあれですが、例えば、令和2年度に就農された方であれば3名ということではありますがそういった方、そして、3戸以上で構成された農業団体ということでもありますので、広く捉えれば農業協同組合も農業団体でありますので、これは3戸以上無論構成されておりますので、そういった団体だと理解をしますが。

今回の事業は10件、上限を見てますので10件で見ているんでしょうけど、200万円の上限10件で2千万円ということではありますが、やはり認定農業者という今後担い手として活躍できる、そして地域の農業を守っていく、さらには公共商社、メンバーにもなる得るという方でもありますので、そういった意味でいきますと、この認定農業者さんにこういう制度があります、いかがでしょうかということのダイレクトな連絡、連携というのはお考えになってみえないんでしょうか。

○**滝川健司委員長** 安藤農業課長。

○**安藤映臣守農業課長** 確かにおっしゃられるとおり、認定農業者、認定新規就農者等であれば、そんなに数は多くないものですからそういったことは可能かと思えますけれども、今回の場合、市内在住の3戸以上で構成する任意組織、これを新たに組織する場合も可としたいと思っておりますので、そうしますと、やはり公平性の観点からいきますとほのか、あるいはホームページという手段が一番ベストかなと思っております。

○**滝川健司委員長** 山口洋一委員。

○**山口洋一委員** 言われることはよく分かり

ますが、とにかく農業関係でこうした対策を取るというのはなかなかできなかったわけですが、今回こうした中で英断をさせていただいたということでもありますので、特に該当する方については、公平公正の部分もあるかもしれませんが、そういった照会があればAさんからBさんへと口利きでもいいので、そういった事業があるよということが啓発されればと思います。

そこで、2点目であります。先ほど答弁いただきましたが、当地は夏秋作、春夏作ではなく夏秋作が多いということなのですが、例えば、レール式の消毒装置をハウスに付けよう。これをやりたいといっても、これは確かにすぐにはできない部分もあります。シーズンの部分では何とか間に合うであろうと思いますが、問題は機械器具です。例えば、ラジコンの草刈り機もありますが、ということで、4月、5月になると草が出ますので、事前着工という、これはあんまり大きな声で言うてはいけないんですが、それもある程度認めてあげないとできないのではないかと思います。

例えば、ここで事前着工を認めますよといったら、これははっきり言うところなんですけど、そういったことの柔軟な対応ができるかということだけお伺いします。

○**滝川健司委員長** 安藤農業課長。

○**安藤映臣守農業課長** 募集期間を、今考えておりますのは、一応5月ゴールデンウィーク明けから5月末までと考えております。そこで、出てきたものの中から審査をして、その中で予算の範囲内で効果的であろうというものを選定していきたいと思っておりますので、やはりどうしても着手というところと6月以降が一番早いかと考えております。

○**滝川健司委員長** 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** それでは、議題になってお

ります6の1の3農業振興費です。先ほどの山口委員とちょっと微妙に違う角度で質疑に入っていますので、3点お願いしたいと思います。

農作業省力化支援事業2千万円の主な内容を伺います。

2、対象人数を伺います。

3、新しい生活様式に対応した農業生産支援とは具体的にどのようなことなのか、伺いたしたいと思います。

○**滝川健司委員長** 安藤農業課長。

○**安藤映臣守農業課長** それでは、1点目の主な内容でございますが、資料と重複する点もあるかと思いますが、このコロナ禍におきまして、農業生産も人材、労働力を投資する今までの手法では営農継続が立ち行かなくなることが懸念されております。

そこで新しい生活様式に対応した農業生産に向けて、市内認定農業者・認定新規就農者、あるいは市内在住の3戸以上で組織された営農団体を対象といたしまして、人との接触機会の減少や密の回避、農作業の省力化につながる農業機械の導入、既存施設の改修等を対象としまして、補助対象経費の2分の1以内、上限200万円以内ということではありますが、これについて助成をするものでございます。

それから、対象人数でございますが、現時点では認定農業者95人、認定新規就農者17人です。農業団体につきましては、先ほどの御答弁でも申し上げましたが、新たに組織する団体の場合も可いたしますので、現時点で何団体あるということは言えません。

それから、3点目の新しい生活様式に対応した農業生産支援ということですが、例を挙げさせていただきますと、例えば、農道等の草刈りを地域の共同作業で行う場合に、通常であれば複数人で草刈機を持ち寄って行うところを、今回の事業でラジコン草刈機を導入すれば1人の操作で作業ができて、農業者同士の接触の機会を低減することができま

す。また、農作物の出荷・調整作業が手作業であれば複数人で対面で作業するところを、機械化されれば密を回避できるというようなことを想定しているところがございます。

○**滝川健司委員長** 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

次に、歳出7款商工費の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** それでは、質疑通告に従いまして質疑を行います。

7の1の2商工振興費、ウイズコロナ事業継続支援事業になります。

1、ウイズコロナ事業継続支援事業
2,865万9千円の主な内容を伺います。

2、感染防止対策とはどのような内容なのか伺います。

3、対象者数、対象事業者数を伺います。

○**滝川健司委員長** 山口商工政策課長。

○**山口貴司商工政策課長** 1点目のウイズコロナ事業継続支援事業の主な内容につきましては、市内事業者が新型コロナウイルス感染症との共存に対応した事業展開を図る目的で、感染防止対策を実施したり、テイクアウト・デリバリーに取り組んだり、電子媒体により事業所PRをするために要する経費の一部を補助するものであります。

事業費につきましては、感染防止対策は補助限度額20万円で事業費2,160万円、テイクアウト・デリバリー支援は補助限度額10万円で事業費600万円、事業所PRについては補助限度額10万円で事業費100万円を見込み、事務費と合わせまして2,865万9千円を計上しております。

2点目の感染防止対策の内容につきましては、主な対象経費としましては、飛沫防止対

策としましてアクリル板や間仕切りの設置等、それから、非接触対策として非接触型消毒器、非接触型自動検温器、それからキャッシュレス決済端末等の導入に係るものを想定しております。補助率は3分の2で20万円を限度に補助をするものであります。

3点目の対象事業者数につきましては、感染防止対策としましては108事業所、テイクアウト・デリバリー支援として60事業所、事業所PRとして10の事業所を見込んでおるところです。

○**滝川健司委員長** 浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** 分かりました。

ここで聞きたいのは、前回のコロナが大変だったときもこういったテイクアウトとかデリバリーの支援策があったと思うんですが、それと今回は重複するというか同じなのか、それとも違う側面があるのかというのを、違いがあったら教えてほしいというのが1点と、あとこういったことは本当に事業者さんへの支援につながるかと思しますので、その周知徹底というか、広くそういった対象の方には知っていただいて検討していただきたいと思しますので、そういった周知の面もどういうふうに考えているのか伺いたいと思います。

○**滝川健司委員長** 山口商工政策課長。

○**山口貴司商工政策課長** 感染防止対策としまして、3密対策の整備補助金というのがあったと思いますが、こちらについては速やかに新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を取ることがあったことから、早急に支援を行いました。

それで、今回については、非接触、飛沫防止対策というのをさらに強化してもらうということで支援をさせていただくということで考えております。

あと周知方法につきましては、広報ほのかとか、市のホームページ、防災行政無線、それから市政番組、商工会の会報への掲載を予定しております。

また、商工会を通じまして、商工会の会員の方にチラシを配布したり、事業者へチラシを郵送、それから市内の金融機関にも取引のある事業者の方に周知をしていただくよう依頼するというので、関係機関と連携を図りまして、様々な方法で周知を図っていきたいと考えております。

○滝川健司委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

以上で、第55号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第55号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第55号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~  
以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前11時52分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 滝川健司